

令和6年度第7回

南国市農業委員会議事録

令和6年10月8日（火）

令和6年度第7回農業委員会議事録

日 時 令和6年10月8日（火） 午後1時30分～午後2時5分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (3) 南国市農用地利用集積計画の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- (4) 非農地証明願の件

その他 ○ 地域計画座談会の開催について（農林水産課）
○ 2025年農林業センサス調査員について（企画課）

出席者（農業委員 16名）

会長 瀧田 好典

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 3名）

第一副会長 池 正人

13 番 今井 まち

17 番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1 番 西本 良平

2 番 齋藤 喜美子

3 番 門田 俊一

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

7 番 利岡 邦彦

9 番 武市 憲雄

10 番 北原 章吾

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

6 番 門田 理博

8 番 西岡 祐三

11 番 山北 泰司

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

18 番 田岡 崇

1 番 金田 善充

会長	ただいまから第7回定例総会を始めます。議案第1号、初めに受付番号63号は審議保留となりましたので、件数と面積の修正をお願いします。申請件数外2件から外1件に、申請受理面積は田を833㎡から0㎡に、畑は変更なし、合計面積を1,090㎡から257㎡に修正をお願いします。農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和6年10月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数2件。申請受理面積、田0.00㎡、畑257.00㎡、計257.00㎡。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	事前にお送りしておりました議案書4ページの受付番号63号ですが、譲受人の所有地が、全部耕作要件に抵触しておりました。現在是正対応中ではありますが、前日までに完了されなかったため、審議不要となりました。取り下げはせず、申請書類は返却せずに補正中の取り扱いになりましたので、63号は削除をさせていただきました。よろしく願いいたします。 それでは、議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号61号です。譲受人は2名で、67歳と57歳の夫婦です。申請地は、小籠の畑、128㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人である兄から贈与の話があり、実家の隣で耕作にも便利のため取得します。譲受人は、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されていますが、これまでも借地で耕作をしてきました。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は10年です。農作業は、持分2分の1ずつで、夫婦が共同耕作で従事します。取得後は、じゃがいも、サツマイモ、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。61号については以上です。 受付番号62号です。譲受人は62歳。申請地は、十市の畑、129㎡、贈与による所有権移転です。以前から申請地を借りて耕作しており、自宅に近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。農作業歴は今回の申請地で20年です。譲受人は、トラクターを所有しており、それ以外の機械を所有しておりませんが、必要のない規模で耕作をします。農作業には本人と妻が従事します。取得後も、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。62号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議をお願いします。令和6年10月8日、南国市農業委員会会長濱田好典、申請

穂積主査	受理件数 1 件、申請受理面積、田 4,137.00 m²、畑 0. 00 m²、計 4,137.00 m²。事務局、説明をお願いします。 受付番号 1 8 号です。議案書は 6 ページ、別紙位置図は 2 ページをお願いします。申請地は下野田の田 5 筆 4,137 m²、所有権の移転によりケアハウスへの転用です。また、議案書備考欄にある宅地を一体利用する計画です。ケアハウスとは老人ホームの一種で、自宅での生活が困難な方が生活支援を受けながら生活できる施設のことです。申請地の選定理由は、申請人の運営する病院や福祉施設、公共交通機関の近くであり、利便性が高いためとのことです。申請地の農地区分は、とさでん交通後免町駅から概ね 300m 以内にある農地であるため第 3 種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画について説明します。別紙の 3 ページをお願いします。配置は図の通りです。ケアハウス 1 棟、駐車場、庭等を設置します。造成計画は 2 0 cm 盛土、整地計画は駐車場部分はアスファルト舗装、建物犬走部分はコンクリート舗装です。進入計画は北側の市道からです。次に排水計画は別紙 4 ページです。雨水については自然浸透及び集水桝を通して申請地西側の青線に放流、汚水については浄化槽を経由し雨水同様、集水桝を通して申請地西側青線に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側、宅地及び同意のある農地、西側、申請人所有農地、南側、赤線、青線を挟み宅地、北側、市道を挟み宅地であり、周辺の農地から同意書を取得しており、被害防除措置は不要と判断しております。他法令については、開発許可の見込みがあることを確認、農用地区域からの除外手続きが完了している旨を確認、道路工事許可、道路占用許可、法定外公共物の占用許可の見込みがあることを確認しております。最後に、管轄の土地改良区から本転用に問題ない旨の意見書が提出されております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでしたら許可相当という意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和 6 年 1 0 月 8 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず始めに受付番号 1 2 0 号は山本桂委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (山本桂委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第 3 号農用地利用集積計画について説明します。議案書 1 5 ページ、1 2 0 号です。借人は、6 1 歳。申請地は十市の田畑 1 9 筆で、1 年の使用貸借権を更新し

会長	て、水稻、メロン、生姜を作るというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (山本桂委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書 8 ページに戻っていただきまして、受付番号 107 号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田 5 筆で、5 年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 108 号です。借人は、63 歳。申請地は、田村の田 5 筆で、5 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 議案書 10 ページ、ここからは相対の利用権設定になります。 109 号、110 号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、46 歳。申請地は、蔵福寺島の田、計 5 筆で、5 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 111 号です。借人は、60 歳。申請地は前浜の田で、10 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を振込するというものです。 112 号です。借人は、68 歳。申請地は、久礼田の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 30kg を物納するというものです。 113 号、114 号、115 号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、69 歳。申請地は、植田の田計 6 筆で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 賃料は、113 号と 115 号が、10a あたり米 60kg を物納、114 号が米 60kg 相当の金額を現金で支払うというものです。 116 号と 117 号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、77 歳。申請地は、篠原の田 計 5 筆で、2 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり 5,000 円を現金で支払うというものです。 118 号です。借人は、42 歳。申請地は、前浜の田 2 筆で、1 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、2 筆で米 75kg を物納するというものです。 119 号です。借人は、59 歳。申請地は、国分の田畑 6 筆で、5 年の使用貸借権を更新して、水稻と野菜を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。その他議案外報告についてはお目通しを願います。 (午後 2 時 5 分終了) その他事項 ○ 地域計画座談会の開催について (農林水産課) ○ 2025 年農林業センサス調査員について (企画課)
--	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年11月8日

会 長

陳 明 好 典

議事録署名委員

金 田 善 充

議事録署名委員

田 岡 崇